

前年度の運営指導の主な指摘事項

前年度運営指導における主な指摘事項です

概ね各サービスに共通する事項ですが、サービス種別や算定する加算の区分によって基準等が異なる場合があります

介護サービス事業者等におかれましては、引き続き指定基準等を遵守し適正な事業運営及びサービスの質の向上に努めるようお願いいたします

重要事項の説明

- 利用者に重要事項を説明し、同意を得て、重要事項説明書を交付したことが記録上で確認できない
- 重要事項説明書に記載されている従業者の員数が実態と異なる
- 重要事項説明書に事故発生時の対応を記載していない
- 重要事項説明書の苦情申立に関する事項に、事業の実施地域の市町村介護保険担当窓口又は国民健康保険団体連合会の連絡先を記載していない
- 重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載していない
- 重要事項説明書に記載された通常の事業の実施地域が実態と異なる、又は客観的にその地域が特定できない表現で記載している
- 報酬改定等により利用者負担額が変わったが、利用者に利用料を説明し、同意を得て、料金表を交付することを実施していない、実施が遅れていた、実施した記録を残していない

個別サービス計画

- 介護度の変更など、利用者の心身の状況等に変化があったがアセスメントを実施していない
- 利用者に個別サービス計画を説明し、同意を得て、交付することを実施していない、実施が遅れていた、実施した記録を残していない
- 個別サービス計画の実施状況や評価を利用者に説明していない、説明した記録を残していない
- 個別サービス計画の短期目標の期間を延長していない

運営規程

- 運営規程に記載されている従業者の員数が実態と異なる
- 運営規程に従業者の職種ごとの職務内容を記載していない
- 運営規程に記載された通常の事業の実施地域が実態と異なる、又は客観的にその地域が特定できない表現で記載している
- 運営規程に緊急時等における対応方法を記載していない
- 運営規程に虐待の防止に係る組織内の体制や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法を記載していない

勤務表

- 勤務表を作成し、職種ごとの日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしていない
- 勤務表上、併設事業所や同一事業所内で複数の職種を兼務する従業者の、事業所ごと及び職種ごとの勤務時間を明確にしていない

個人情報の同意

- サービス利用開始時に、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いることについての同意を家族から文書で得ていない

事故発生時の対応

- サービス提供中にけがや事故があり医療機関を受診した、又は誤薬（与薬の種類・時間や量の誤りを含む）があったが、高崎市へ事故報告書を提出しなかった

個別機能訓練加算

- 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画を作成していない、又は記録上で確認できない
- 個別機能訓練計画の長期目標について、生活機能の構成要素である「心身機能」、「活動」、「参加」をバランスよく含めて設定していない
- 個別機能訓練計画の短期目標について、長期目標を達成するために必要な行為ごとに細分化するなど、具体的かつ分かりやすいものとなっていない

科学的介護推進体制加算

- サービスを提供するに当たって、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等を活用していない

介護職員等処遇改善加算

- キャリアパス要件Ⅰの要件を満たしていない
以下の①及び②の内容を就業規則等の明確な根拠規程で整備し、全ての介護職員に周知していること
 - ① 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること
 - ② 介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めていること
- キャリアパス要件Ⅱの要件を満たしていない
介護職員の資質向上の目標及び以下の①又は②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は機会を確保し、全ての介護職員に周知していること
 - ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施し、介護職員の能力評価を行うこと
 - ② 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること
- キャリアパス要件Ⅲの要件を満たしていない
介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを就業規則等の明確な根拠規程で整備し、全ての介護職員に周知していること